別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、京都府知事に届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

◆平１２厚告２１別表２ケ注１（令６.６施行分）

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

主眼事項第６の３(1)から(50)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

主眼事項第６の３(1)から(50)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

主眼事項第６の３(1)から(50)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

主眼事項第６の３(1)から(50)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

 注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第９４号による第４号の準用

イ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（ 以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一）　当該施設が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

（二） 当該施設において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2) 当該施設において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。

(4) 当該施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該施設において、労働保険料（労働保険の 保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。

（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかのいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

イ(1)（一）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合

すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

イ(1)（一）、(2)から(6)まで、(7)（一）から（四）まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

◎　介護職員等処遇改善加算について

◆平１２老企４０第２の５（５４）による２（２９）準用

介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）（令和6年3月15日付け老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）を参照すること。